

## 2/25号出版 【Q&A集】 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

	質問内容	回答
1	補助対象サービス種別 介護予防サービスは補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれない。
2	補助対象サービス種別 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれない。
3	補助対象サービス種別 介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれる。
4	補助対象サービス種別 医療みなしの事業所が、介護サービスの提供実績がない（介護報酬の請求実績がない）場合であっても、補助対象に含まれるのか。	補助対象に含まれない。 補助目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、介護サービスの提供実績がない事業所は補助対象外となる。 なお、その場合、令和7年9月以降から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、提供実績がない事業所として判断して差し支えない。
5	補助対象サービス種別 基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれるのか	補助対象に含まれる。
6	補助対象サービス種別 介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	補助対象に含まれない。
7	補助対象サービス種別 障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。含まれる場合の補助上限は。	補助対象に含まれる。1事業所あたり20万円を上限に補助される。
7の2	補助対象経費 <u>公立の介護施設は、補助対象に含まれるか。</u>	<u>補助対象に含まれる。</u>
8	補助対象サービス種別 施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定するのか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象とならない。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはない。

## 2/25号出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
9	補助対象サービス種別	国から示された目安額の範囲内で事業実施できるよう、自治体独自に補助対象のサービス種別を限定することは可能か。 (例：通所介護は対象外、など)	本補助金は、都道府県が実施する事業に国が補助するものであり、制度的には、事業の実施要綱等の範囲内で自治体独自に補助対象のサービス種別を限定することは可能であるが、厚生労働省としては、今回の経済対策・補正において、従前の重点支援交付金とは別に、各種介護事業所等への支援として必要と考える範囲として措置したという趣旨を踏まえ、適切にご判断いただきたい。
10	補助対象サービス種別	補助対象外のサービス種別を、県の判断で追加することは可能か。 (例：居宅療養管理指導を補助対象に加える、など)	本補助金の対象に加えることはできない。ただし、都道府県独自補助又は重点支援交付金で実施することは可能と考える。
11	補助対象サービス種別	例えば同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということでしょうか。	お見込みのとおり。それぞれ指定サービス毎に補助対象とすることを想定している。 なお、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、一つの事業所として補助対象とされたい。
12	補助対象サービス種別	施設の実員については令和7年4月1日を基準とする、事業所について令和7年9月提供分の事業所データを提供するとあるが、それ以降に開設した施設等は、都道府県で確認を行った上で補助対象として差し支えないか。 その場合、訪問介護事業所や通所介護事業所の訪問回数や利用延べ人数はどのように判断したらよいか。	お見込みのとおり。都道府県で新設等の状況を確認を行った上で補助対象として差し支えない。 なお、その場合、訪問介護や通所介護の事業実績については、事業所から開設後から申請時までの報酬請求実績等の提出を求めた上で、判断をされたい。
13	補助対象サービス種別	訪問介護の延べ訪問回数及び通所介護の延べ利用者数について、規模別リストを提供するとあるが、都道府県から各事業所へ当該事業所の規模を伝えてよいか。また、該当する事業所規模について、リスト上の規模と事業所側の認識に齟齬があった場合には、どのように対処したらよいか。	リスト上の規模について都道府県から各事業所に伝えて差し支えない。また、もし事業所の認識との齟齬があるとの意見があった場合、当該事業所の請求データの提出等を求めた上で確認をいただきたい。その上で、リストの区分に疑義がある場合は都道府県から厚生労働省まで問い合わせをいただくようお願いする。
14	補助対象サービス種別	訪問介護事業所について、同一建物減算の算定の有無はどのように確認したらよいか。	訪問介護事業所のリストについて、同一建物減算の有無と、延べ訪問回数の情報を含めて提供することとしている。
15	補助単価	各サービス毎の補助単価の金額設定の考え方如何	本補助事業の補助単価については、介護事業所・施設における物件費にかかる物価上昇の影響を考慮しつつ、サービス継続を図るための必要な物品等の購入するにあたり必要となる金額として設定したものである。 また、訪問・送迎による移動距離が長い訪問介護や事業規模が様々な通所介護については、物価上昇による影響も踏まえ単価差を設けたものである。

## 2/25号出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

	質問内容	回答
16	補助単価 補助の下限を設けることは可能か。 (例：設備・備品の購入費用の合計金額が1万円未満の場合は補助対象外、など)	可能である。
17	補助単価 国から示された目安額の範囲内で実施できるよう、自治体独自に補助上限を低くすることは可能か。 (例：訪問事業所 1 事業所あたり補助上限を10万円、など)	本補助金は、都道府県が実施する事業に国が補助するものであり、制度的には、事業の実施要綱等の範囲内で自治体独自に補助上限額を低く設定することは可能であるが、厚生労働省としては、今回の経済対策・補正において、従前の重点支援交付金とは別に、介護事業所等への支援として必要と考える金額として措置したという趣旨を踏まえ、適切にご判断いただきたい。 <u>ただし、そのほか例えば、重点支援交付金等と組み合わせることにより単価等の変更を行うことは、都道府県の判断により、あり得ると考えている。</u>
18	補助単価 コロナ禍の際に実施されたサービス継続支援事業費補助金においては、事業所からの申請について、国の承認があれば補助上限額を超えた交付決定が可能であったが、本補助金において、そうした取扱は想定されているか。	本補助金においては、個別の事情により補助上限単価を増額することは予定していない。
19	補助対象経費 補助対象外経費を、都道府県独自に設定することは可能か。 (例：ガソリン代は補助対象外、など)	本補助金は、都道府県が実施する事業に国が補助するものであり、制度的には、事業の実施要綱等の範囲内で自治体独自に補助対象外経費を設定することは可能であるが、厚生労働省としては、今回の経済対策・補正において、従前の重点支援交付金とは別に、各種介護事業所等への支援として必要と考える範囲として措置したという趣旨を踏まえ、適切にご判断いただきたい。
20	補助対象経費 推奨メニュー、都道府県独自に設定することは可能か。	事業の実施要綱等の範囲内で推奨メニューを設定することは可能である。

## 2/25号出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
21	補助対象経費	今後、補助対象経費について具体的に示されるのか。	<p>本補助金については、介護サービスを円滑に継続することや災害への備えなど、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実状に応じて必要な物品の購入経費に充当することを可能としており、国において、補助対象経費を限定列挙することは考えていない。</p> <p>ただし、本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認めないものとする。</p> <p>また、取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども、対象経費として認めないものとする。</p>
21の2	補助対象経費	<p><u>実施要綱において「訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所」の対象経費の例としてアとイ、「入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所」の対象経費の例としてウとエが記載されているが、訪問系サービス事業所は、ウとエの経費は補助対象外となるのか。</u></p> <p><u>また、どの事業所・施設等の種別が、どの〇〇系事業所に該当するのか。</u></p>	<p><u>あくまで対象経費の例として示したものであり、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実情に応じて必要な物品の購入経費に充当することは可能である。</u></p> <p><u>このため、どの事業所・施設等の種別が、どの〇〇系事業所に該当するかで補助対象経費を判断するのではなく、事業の趣旨目的を踏まえご判断いただきたい。</u></p>
22	補助対象経費	<p>重点支援交付金の使途と本補助金の対象経費について重複することについて問題はないか。</p> <p>また、重複等をさけるため、都道府県について、重点支援交付金と本補助金の対象経費の区分を行っても差し支えないか。</p>	<p>補助対象経費の範囲としては重複するとしても、実際に各施設等で物品購入を行った際に、複数の補助金等の実績として申請するなど財源が重複していなければ、本補助金の執行上、問題はない。</p> <p>なお、上記のような財源の重複等を避ける観点から、各都道府県の判断により、重点支援交付金の使途と、本補助金の対象経費の区分を行っても差し支えない。</p>
23	補助対象経費	<p>災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックの初期費用とあるが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいということか。</p>	<p>お見込みのとおり。なお、消耗品等の補充については、日々の運営費の中で購入するものであるため、追加で補助金を交付することは想定されない。</p>
24	補助対象経費	<p>移動等に伴い必要となる費用などについて、いつからいつまでの期間の経費が補助金の対象となるか。</p>	<p>国として期間を限定することは考えていない。ただし、予算の繰越等の事務の関係上、本年度内に補助した場合は、本年度内に事業完了する必要があるので留意されたい。</p> <p>また、都道府県の補助金執行業務の都合上、申請期限や事業実施の期間の期限を設けることは差し支えない。</p>

## 2/25号出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
25	補助対象経費	移動に伴い必要となる費用として燃料費を対象とする場合、一律に定額で支出する取扱は可能か。	当該事業所の実状に応じた支援を行う観点から、本補助金においては、燃料費について一律に定額を支出する取扱は想定していない。
26	補助対象経費	<del>過去に購入したものを補助対象にすることは可能か。 (例：令和7年4月1日以降に購入した物品を補助対象にする、など)</del>	<del>過去に購入した物品を補助対象とすることは認められない。</del>
新26	補助対象経費	<u>過去に購入したものを補助対象にすることは可能か。 (例：令和7年4月1日以降に購入した物品を補助対象にする、など)</u>	<u>補正予算成立日（令和7年12月16日）以降に購入したものを対象として差し支えないが、交付要綱等で定める交付の目的等に合致した経費を予算の範囲内で交付することになるため、事業所・施設への丁寧な説明をお願いしたい。</u>
27	補助対象経費	取得費用が50万円以上など、財産処分制限の対象となる備品等の購入を認めない理由如何。 また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよいか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が50万円以上となる物品等は補助対象外としている。 複数の物品を組み合わせると補助単価を超える場合は、補助単価を上限として補助して差し支えない。
28	補助対象経費	歳出科目の考え方如何。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であることから、交付要綱の対象経費は補助金及び交付金として整理している。
29	補助方法	物品購入について、概算払いを想定しているのか。 概算払いの場合、見積書の精査などに時間がかかるほか、施設等からの返還事務も発生することが見込まれるため精算交付を行うこととしてもよいか。	執行スケジュールのイメージについては、施設等に対して、なるべく早期に交付が行われるよう概算払いをイメージして作成しているが、都道府県の判断により精算払いを行うことも可能である。 ただし、精算払いで行う場合でも、早期の交付決定によって施設等における事業実施が早めたり、精算書類の確認等を迅速化すること等により早期の資金交付に努められたい。
30	補助方法	精算払いで行う場合、施設等からの申請は、購入予定品目や購入予定額など簡素なものとしてもよいか。	各施設等における申請事務の負担軽減にも配慮し、申請書類は可能な限り簡素なものとされたい。 なお、各施設等からの申請書類様式の例は、「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）の国庫補助協議書の提出について」（令和8年1月7日老高発0107第1号・老認発0107第1号）にてお示しすることとしているので事務手続において参照されたい。
30の2	補助方法	<u>事業実施計画書と事業実績報告書は別々に提出を求める必要があるか。</u>	<u>補助金交付申請時に事業が完了している場合は、本事業が適正に実施されていることが担保されていることを前提として、予算執行過程において自治体負担を軽減し、速やかに介護施設等に補助金を届ける観点から、各都道府県の判断において、交付申請書兼実績報告書の提出を求めることとしても差し支えない。</u>

## 2/25号出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
31	重点支援 交付金との 関係	重点支援交付金による支援と、本事業による支援の関係性如何	令和7年11月28日付けの事務連絡で示しているとおり、本事業と重点支援交付金による支援は事業の趣旨が異なっており、双方を実施することも可能としている。厚生労働省としては、双方の事業の枠組みを活用し、介護事業所や施設に対する支援を強力に実施していただきたいと考えている。
32	重点支援 交付金との 関係	地方負担分（1/4）に重点支援交付金を充てることは可能か。	本事業の地方負担分については、普通交付税の算定基礎として含まれていること、また、重点支援交付金については、自治体が単独で行う事業について交付対象にしていることから、重点支援交付金を本事業の地方負担分に充当することは認められない。
33	重点支援 交付金との 関係	重点支援交付金による支援と、本事業による支援を組み合わせると一体的に交付することは可能か。	重点支援交付金は、自治体が単独で行う事業について交付対象とするものであり、重点支援交付金と本補助金の財源をあわせて一本の補助金とするといったことはできないが、重点支援交付金による支援と本補助金による支援について、それぞれの補助金において経理上の区分を行う形であれば、両者の支援を組み合わせると一体的に交付することは可能である。
34	重点支援 交付金との 関係	これまで多くの自治体において重点支援交付金による支援を実施してきたが、今回、別途補助金による支援を行うこととした理由はどのようなか。	重点支援地方交付金による介護事業所への支援については、自治体によって実施の有無やその範囲がそれぞれであり、事業所に対して十分な支援が行われていない場合があるとの声もあり、厚生労働省としても介護施設等にきめ補正予算に本補助金を計上し、双方の事業の枠組みを活用して、介護施設等に対する支援を強力に行うこととしたものである。
35	重点支援 交付金との 関係	本事業に相当する支援を重点支援交付金で実施することとした場合、本事業は実施しない又は一部を実施しないことは可能か。	厚生労働省としては、双方の事業の枠組みをそれぞれ活用して、介護事業所・施設への支援を強力に実施していただきたいが、重点支援交付金により本補助金に相当する以上の支援を行っている場合など、本補助金を活用した事業を実施しない又は一部を実施しない（単価や対象範囲の変更）ことも、都道府県の判断により、あり得ると考えている。
36	目安額	国から示された目安額は、どのように算定されているのか。	先に提示した目安額については、これまでの類似の補助金の申請率等を踏まえ、各都道府県における一次申請・交付に必要な額として提示したものである。今後、各都道府県による事業の実施状況を踏まえて予算の範囲内で追加額の提示も予定している。
37	目安額	目安額について、今後、追加交付はあるか。	今回提示した目安額（交付申請額）については、予算額に一定の率を乗じており、留保額があるため、追加交付を実施する予定である。 なお、追加交付の目安額や時期については、執行状況をみながら検討する。

## 2/25号出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
38	目安額	全ての施設・事業所に交付可能な額が、追加交付されるのか。	今回の補正予算においては、事業の実施状況や申請率等を勘案した上で、実際の交付に必要と見込まれる額について予算計上しているものである。 また、本補助金は、負担金ではなく、予算の範囲内で補助をするものであるため、予算額が不足した場合の財源補填について約束されるものではない。
39	地方負担	本補助金について、なぜ10/10ではなく、国3/4、都道府県1/4負担となった理由を示されたい。	各地域の介護サービス提供体制の確保については、それぞれの都道府県においても一定の責任を負っており、その費用についても一定割合を負担していただくべきものと考えている。 なお、通常、介護人材確保など医療介護総合確保基金に基づく支援については、国と都道府県の負担割合を2：1としているところ、本補助金においては、事業所支援の着実な実施を図る観点から、3：1の高率の負担割合を設定したものである。
40	地方負担	地方負担分は、地方交付税措置されるのか。	地方負担額については地方交付税総額に加算して増額交付する措置が講じられている。